

事業者排出量削減計画書

（宛先） 京都府知事 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 北海道網走郡津別町新町7番地		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 平成24年6月15日					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 丸玉産業株式会社 代表取締役社長 大越 敏弘 電話0152-76-2111							
主たる業種	木材・木製品製造業（家具を除く）（床板製造業）						
事業者の区分	第1条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第1条第1項第2号又は第3号 第1条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成23～25年度の温室効果ガス排出量を年平均2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	工場長が目標値を設定し、担当部署が実施計画を策定し進捗管理を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,100.8 トン	3,052.0 トン	3,034.7 トン	3,029.2 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,100.8 トン	3,052.0 トン	3,034.7 トン	3,029.2 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠		①集塵装置を見直し、年間0.5%の削減を目指す。②照明等を見直し、1.5%の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (売上金額÷1/1000000)	2.52	2.48	2.47	2.46	0.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		①売上金額は基準年度に準じるものと仮定した。②上記対策が実施され削減目標通り達成されるものとし計算した。					
重点的に実施する取組の実実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		7.0 パーセント	50.0 パーセント	92.0 パーセント	107.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	集塵装置の適正運転、設備変更。舞鶴工場全体の照明設備の照度・点灯箇所等を見直す。					
	(24)年度	集塵装置の適正運転、設備変更。舞鶴工場全体の照明設備の照度・点灯箇所等を見直す。					
	(25)年度	集塵装置の適正運転、設備変更。舞鶴工場全体の照明設備の照度・点灯箇所等を見直す。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	なし					
	上記の措置を採用する理由	公共の交通機関が十分に無いため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	北海道津別町での地元の林業と協調しながら木材資源の造林・育林・利用で地産地消の資源循環型「イサグリーンサイクル」を、製造過程で発生する端材を木質バイオマスの「エネルギーシステム」により再生可能エネルギーとして利用。原材料の輸送を大坂湾より舞鶴港へ変更。						
特記事項	現在の設備状況を反映させる観点から、最新の平成22年度を基準年度とすることが最も妥当であると判断した。計画書の変更理由：原単位の値の算出に使用した値（売上金額）の誤りを訂正、それに伴う原単位の値の訂正。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。